

第5章 計画推進のために

1 協働体制

地域福祉の推進には、行政や民間団体をはじめ、地域住民の積極的な参加が不可欠です。そのためには、行政計画である『三条市地域福祉計画』との連携を図りながら、本計画の具体的な取り組みでも提示したように、地域住民の参画の仕組みを整備するとともに、関係機関・団体とのネットワークの構築に努めます。

2 計画の進捗管理と評価

計画期間の各年度において、計画の進捗状況を管理し、その実施状況を把握します。その結果を踏まえて、必要な場合は計画の見直しも含めて検討します。

また、そのための体制として、社会福祉協議会に地域福祉推進のための組織を設置して、計画の推進・評価の体制を確立します。

3 実施・推進のための財源確保

地域福祉の推進のためには、活動資金の確保が必要です。地域における活動資金の確保は、企業や団体からの寄付金や住民による募金活動など、住民自らで行うのが基本となりますが、継続的な確保は困難であるといえます。

従来から行われている「赤い羽根」共同募金の寄付金や、社会福祉協議会の会員会費を、地域福祉推進のために、今以上に有効的かつ積極的に活用できる仕組みづくりを進めるとともに、その使い道等の更なる透明性の確保に努めます。

また、他団体が実施する助成金制度などの情報提供に努めます。

資料編

1 三条市地域福祉活動計画策定の体制

本計画の策定において、「三条市地域福祉活動計画策定要綱」を定め、要綱に基づき「三条市地域福祉活動計画策定委員会」を組織しました。

三条市地域福祉活動計画策定要綱

1 目的

この要綱は、三条市社会福祉協議会が「三条市地域福祉活動計画」（以下、「活動計画」という。）を策定するのに必要な事項を定めるものである。

2 計画の必要性

地域福祉は、地域住民、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を営む者が相互に協力して推進するものであり、社会福祉協議会はその中核を担うものである。活動計画は、三条市地域福祉計画の趣旨に基き、地域福祉を推進するものが地域福祉の担い手として、自主的、自発的に地域福祉活動に取り組むための指針とするものである。

3 策定の方法

活動計画の策定は三条市が策定する「三条市地域福祉計画」（以下、「三条市計画」という。）と連携しながら策定するものとする。

4 策定委員会の設置

活動計画を策定するため、別紙要項により三条市地域福祉活動計画策定委員会を設置する。

5 策定期間 平成 20 年 1 月～平成 21 年 3 月

三条市地域福祉活動計画策定委員会設置要項

(目 的)

第1条 この要項は、三条市地域福祉活動計画策定委員会（以下、「委員会」という。）の設置、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設 置)

第2条 三条市地域福祉活動計画（以下、「計画」という。）策定にあたり、福祉関係者、三条市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）役員等の意見を反映するため、三条市地域福祉活動計画策定委員会を設置する。

(任 務)

第3条 委員会は次の事項を調査、審議する。

- (1) 地域福祉活動計画策定に必要なニーズの把握や課題の整理、分析等
- (2) 地域福祉活動計画策定への意見具申
- (3) その他、計画策定に必要な事項

(組 織)

第4条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の掲げる者の中から、本会会長（以下、「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体の関係者
- (2) 福祉施設関係役職員
- (3) 本会理事、評議員
- (4) その他、会長が特に必要と認める者

3 委員会は、審議する事項について専門的な見地から助言を受けるため、アドバイザーを置くことができる。

(任 期)

第5条 委員の任期は、会長が委嘱する日から平成21年3月31日までとする。

補欠によって就任した者の任期は、前任者残任期間とする。